選挙規定

第 1 条 この規定は北海道吹奏楽連盟役員選挙(理事長選出)について定めたものである。

(被選挙者)

- 第2条 1)加盟している団体に所属する者及び個人。
 - 2) 学識経験者としての候補者は、吹奏楽活動、音楽教育、作曲・指揮などの経験が豊かであり、連盟の目的に賛同する者とする。いずれも日本国籍を有する 20 歳以上の者であり、禁治産者でない者とする。

(選挙の期日)

第 3 条 役員の選挙は、任期前年度の3月までに完了する。

(選挙管理委員会)

第 4 条 選挙管理委員会(以下選管委)は監事及び事務局長で構成し、選挙の事務を行う。

(選挙の告示)

第 5 条 告示は選挙の1ヶ月前までに地区事務局に送付する。

(候補者)

第 6 条 立候補者は地区連盟より推薦されたものとする。ただし、地区推薦は1名とする。

(候補者の届け出)

- 第7条 1)候補者の届出は、所定の用紙に必要事項を記入し、地区理事長から事務局長への郵送によって行う。
 - 2) 受付期間は選管委が別に定める。

(選挙公報)

第 8 条 選管委は、候補者の氏名・経歴・抱負等を記載し、選挙公報を告示後、地区事務局に送付する。

(投票権)

第 9 条 投票権は、地区理事長が有する。

(投票の方法)

- 第10条 1)投票は全て郵送で行う。
 - 2) 理事長候補者より1名のみ、氏名を記載する。それ以外は無効票とする。

(開票)

第11条 開票は候補者立会いのもとに選管委によって行う。

(理事長の決定)

- 第12条 1)得票の数を持って決定する。候補者が3名以上で上位2名が同数の場合は、その候補者2名を抜粋して再度投票を行い決定する。
 - 2) 候補者が1名の場合は、無投票当選とする。

(選挙結果の発表)

- 第13条 1)選挙管理委員長は選挙の結果を直ちに、理事長、副理事長、常任理事、及び理事に報告する。
 - 2) 地区理事長は、結果を各加盟団体に連絡する。

(附 則)

- 第14条 1) この規定は理事総会の議決を経なければ変更することはできない。
 - 2) この規定は平成12年11月6日より施行する。

平成 15 年 11 月 9 日一部改定 平成 19 年 4 月 29 日一部改定 平成 20 年 4 月 29 日一部改定